

利根川



VOL. 9

2000 10月号

利根川水系農業水利協議会
群馬県支部情報紙

編集・発行 利根川水系農業水利協議会群馬県支部
〒371-0837 群馬県前橋市箱田町350
027-251-4105

会員紹介コーナー

群馬用水土地改良区



群馬用水は、赤城山南麓・榛名山東麓に展開する広大な農業地帯の耕地約10,000haに田畑りんかん、畑地かんがい、あるいは既成田の用水補給を行う地域です。

古くは昭和初期に計画されましたが、戦争で中断され本格化したのは、戦後の食料増産計画によるもので、水源を矢木沢ダムに求め、基幹施設は水資源開発公団営として昭和39年に着工しました。引き続き県営支線水路や末端事業の大規模ほ場整備事業が始まりました。昭和45年には公団事業が完了し、引き続き管理に移行しました。しかし米の生産調整により開田が出来なくなりました。事業計画の見直しを利水高度化計画により、赤城西麓地区が新たに加わると共に、開田が出来なくなったことにより生じた余剰水を水道用水に振り替えました。

なお、赤城西麓は平成3年に取水口を片品川支流の根利川に計画変更し、群馬用水から除外されました。

現在、受益地 7,449 ha (畑 3,749 ha、水田 3,700 ha) の幹線水路 60 km は水公団が管理し、支線水路以下 1,100 km の管水路の維持管理は、群馬用水土地改良区が行い営農普及の推進を行っています。

馬庭堰土地改良区



馬庭堰土地改良区は吉井町の北東に位置し、荒船山に源を発する鍋川の左岸にあり馬庭・小暮・岩井の三地区からなっています。地質は緩やかな南面傾斜地の沖積層で砂壤土から殖壤土となっている肥沃な土地です。主な営農作物は米麦です。

水利は鍋川の流水引用のため、大字馬庭字川福から大字池字北久保に至る間を鍋川を横断して140mの頭首工を築堤し、馬庭側に取水口を設置して取水し、600mの導水路を大字馬庭字上川原の揚水機場へ通水し、さらに15m揚水して幹線水路へ導水しています。現在の受益面積は94.2ha (内0.4haはため池を利用) です。

歴史的には、明治38年4月藤原式揚水機(水車)を設置したのが始まりです。それまでは、地域北部の山林内にため池を築堤し、雨水等の利用により灌漑していたので、画期的なものだったと思われます。

藪塚台地土地改良区



ここ藪塚台地は、赤城山から流出する土砂が堆積して形成された大間々扇状地に位置する地形から、有史以来水に恵まれず、天水を頼みとした不安定な畑作農業を営んできました。

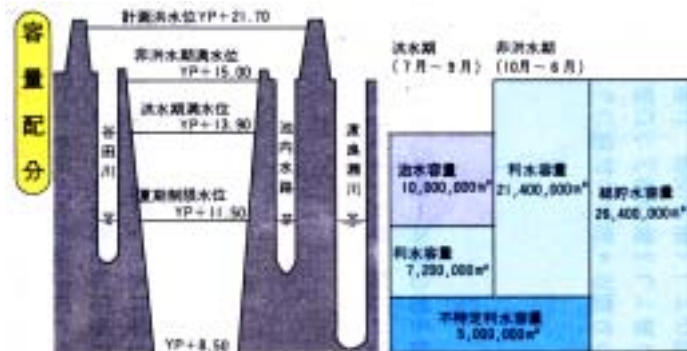
私達の先祖は永い間、この地、笠懸野、藪塚台地に水のある農業を夢見てきました。江戸時代寛文年間、幕府の代官岡上景能は、渡良瀬川からこの地へ水を引こうと計画し岡登用水路を開削、さらに足尾銅山で産出された銅を江戸へ運ぶためのあかがね街道の整備を中心とした本町村（大原）の開拓と、身を挺してあれ野の開発にあたり、今日の礎を築いたのです。台地に水をという先人達の願いは、今まさにわれわれに引き継がれ、昭和40年に水資源開発公団が、草木ダムを計画した際、本地区の畑かん用水の確保に町を挙げて取り組み、新規利水として毎秒0.98トンの水を確保したのであります。昭和46年に農林水産省により国営渡良瀬川沿岸農業水利事業が着工され、水源である渡良瀬川に大間々頭首工の新設と、岡登幹線用水路の整備、さらにパイプライン計画の調整池としての鹿の川沼の改修と、藪塚畑かん幹線用水路の新設がなされ、昭和59年に国営事業が完了して、待望の水が台地に届いたのです。

さらに、用水を有効活用するため、農業基盤の整備をすべく畑地帯総合土地改良事業に向けて啓蒙推進に努め、昭和51年に藪塚台地土地改良区が認可となり、昭和54年、畑地かんがい、農道整備、区画整理を総合的に実施する国営付帯県営畑地総合土地改良事業として採択され着工したのです。着工以来、役職員各位の献身的な努力と組合員たる農家の一致協力により、幾多の困難を克服し、15年の歳月と48億2,450万円の巨費を投じ完成をみるに至ったのです。

また、土地改良区の将来の運営を見据え、平成9年4月から平成11年3月まで活性化構想策定事業を取り入れ、用水の汚濁防止方策の決定・地域用水としての活性化の模索・受益地の拡大計画などを決定し、土地改良区の今後の運営方針の位置づけを行いました。さらに、平成10年より土地改良施設維持管理適正化事業として、事業費500万円をかけ実施し、老朽化の見える国営造成施設の補修等を行い、施設管理の適正化に努めています。

群馬県内ダム紹介コーナー

渡良瀬貯水池



ダム諸元

管理者	建設省	流域面積(km ²)	8,067	型式	堀込式貯水池
河川名	渡良瀬川	湛水面積(km ²)	4.50	放流設備	機場(10m ³ /s、 5m ³ /s × 2) 水門
貯水池名	渡良瀬遊水池 (第一貯水池)	位置	栃木県下都賀郡 群馬県邑楽郡 埼玉県北埼玉郡	発電	

目的

洪水調節・水道用水・工業用水・不特定

水に関するコーナー



少ない水を効率よく使うシステム クリーク

九州の福岡県、佐賀県の筑後川下流、有明海を囲む平野は、大きな水田地帯。ここには、小さな川やほりが、あみの目のように広がっている。これが、「クリーク」だ。

これらの平野は、ほとんどが浅い海を干拓してできた、低い土地。海水が流れ込まないように、洪水から家や田を守るために、堤防を高くし、土をもりあげてきた。その時には、掘ったかんがい水路や、海の潮が引くときにできた水の通り道を利用して、クリークができた。

海の塩水は、真水より重いので真水は塩水の上に乗る。クリークは、満潮の時に川を上がってくるその真水（アオ）も引き入れるようにしてある。クリークは、ため池の代わりだし、網の目のように広がっているから、農家が直接水田に引き入れることができる用水路。そして、いらなくなった水を落とす排水路でもある。

海水が混じった水をそのまま水田に使うことは出来ないので、大切な水を繰り返し使う、こうした工夫が生まれた。

用語解説コーナー



河川保全区域と河川予定地の定義

河川保全区域とは

河岸または河川管理施設を保全するために河川区域外の一定の区域について指定されたものです。

一定の区域とは、河川法第54条で河岸または河川管理施設を保全するために必要な最小限度の区域に限定し、かつ、河川区域の境界から50mを越えてはならないことになっています。

河川予定地とは

河川管理者が河川工事を施行するために指定した新たに河川区域内の土地となるべき土地をいいます。

河川保全区域に工作物を設置する場合の河川協議の進め方、手続きについては河川法及び施行令規則により行うこととします。

**国営造成施設管理体制整備促進事業
(管理体制整備型)の実施！！**

本事業は、農業水利施設の持つ多面的機能の発揮等についての地域の適切な取り組みを促進する観点から、県が市町村と連携して土地改良区での管理体制の整備を図る補助事業である。

群馬県においては平成12年度から6地区（甘楽多野用水土地改良区・鐺川土地改良区・中村堰土地改良区・渡良瀬川上流土地改良区連合・藪塚台地土地改良区・赤城西麓土地改良区）が実施する予定で準備を進めている。

【事業内容】

国営造成施設及びこれと一体不可分な国営付帯県営造成施設を管理する土地改良区等の管理体制整備を図るために行う次に掲げる支援活動に対する助成を行う。

- 1 管理体制整備計画策定
(管理水準、体制、費用分担など具体的目標の設定)
- 2 管理体制整備推進活動
(協議会の活動等を通じた地域における協議調整や合意形成)
- 3 管理体制整備強化支援
(多面的機能の発揮や管理の高度化を対象とした管理の実践に対する支援)

【採択要件】

国営造成施設を管理する土地改良区及び土地改良区連合等を対象

【補助率】

国 1 / 2 (ただし、強化支援については農業生産活動に係るものを除く)
県 1 / 4、市町村 1 / 4

事業の仕組み

